

令和6年度 運営指導について(居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所)

1 運営の流れ

運営指導(事業者の選定)

- ① 国の示す指導重点事項に基づき、指導が必要と認められるサービス事業者
- ② 苦情や相談、事故等があり、指導が必要と認められるサービス事業者
- ③ 前回の指導の結果、改善の状況の確認等、引き続き実地で指導をする必要があると認められるサービス事業者
- ④ 必要な外部評価を受けていないサービス事業者
- ⑤ 他事業所で問題が発生した同一法人の運営する同種のサービス事業者
- ⑥ 介護報酬の算定要件を実地で確認、指導する必要があるサービス事業者

R5-6の石岡市では、
原則として指定更新の年に
運営指導を実施しています。

運営指導(実施)

実地にて関係書類を確認し、改善すべき事項が認められた場合、口頭及び文書により改善を求める。介護給付費等の請求に関して、誤りが認められた場合は、自主返還を指導。(石岡市介護保険サービス事業者等指導要綱に基づく)

監査へ移行する場合

- ・度重なる指導によっても改善が図られない
- ・利用者に対する虐待等
- ・指定基準又は報酬算定基準の重大な違反
- ・介護報酬の不正請求

行政上の措置

著しく適正を欠く運営が行われているまたは不正が認められた事業者等に対しては、「勧告」又は「命令」「指定の取消等」の行政処分を行う。(石岡市介護保険サービス事業者等指導監査実施要項に基づく)

改善状況確認

完了

2 運営指導件数(延べ) (内訳)

サービス種別	実地指導件数
地域密着型通所介護	3
居宅介護支援・介護予防支援	7
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4
(介護予防)認知症対応型通所介護	1
計	17

定期の運営指導	13
開設2年目の運営指導	1
事業所の移転に伴う運営指導	2
介護給付費等適正化事業による運営指導	1

3 運営指導における指摘事項

(1)運営基準について

サービス種別	項目	指導・助言内容
・居宅介護支援 ・小規模多機能型居宅介護	業務継続計画の策定等 (居宅条例第 22 条の 2) (地密条例第 32 条の 2 準用)	業務継続計画に作成日を入れること。作成の根拠となることと、見直し・修正を行うものであるためである。(口頭指導)
小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護の 具体的取り扱い方針(身体拘束等 の適正化) (地密条例第 92 条第7項)	「身体的拘束等の適正化のための指針」が、法人名で作成されていた。これは、事業 所ごとに整備が求められているため、事業所名を明記すること。(口頭指導)
居宅介護支援	勤務体制の確保 (居宅条例第 22 条)	勤務管理について、出勤簿への押印のみだが、出退勤の時間も記載すること。(口頭 指導)

サービス種別	項目	指導・助言内容
小規模多機能型居宅介護	指定又は指定の更新を受けた旨の表示 (地密指定規則第 3 条)	指定通知書は、事業所の見やすい場所に表示すること。(口頭指導)
小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成 (地密条例第 93 条→居宅条例第 16 条)	アセスメントが課題分析標準 23 項目を満たしていない。アセスメント表は、課題分析標準項目を満たすものを使用する、あるいは現行のアセスメント項目に追加情報として記載すること。(口頭指導)
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護計画の作成 (地密条例第 118 条)	アセスメントが課題分析標準 23 項目を満たしていない。アセスメント表は、課題分析標準項目を満たすものを使用する、あるいは現行のアセスメント項目に追加情報として記載すること。また、この項目に対して漏れのないアセスメントを行うこと。(口頭指導)
小規模多機能型居宅介護		居宅サービス計画に記載のないサービス提供があった。居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画が整合性の取れるサービス提供をすること。(口頭指導)
地域密着型通所介護	設備及び備品等 (地密条例第 59 条の 5)	機能訓練室として示された場所が設備基準を満たしていなかった。食堂と同一の場所の場合は、そのように示すこと。(口頭指導)
居宅介護支援	基本的取り扱い方針(居宅サービス計画の交付) (居宅条例第 16 条第 11 項)	居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付した記録がない。運営基準を満たす根拠として記録を残すこと。(文書指導)

(根拠法令)

居宅条例…石岡市指定居宅介護支援等の事業の人員の人員及び運営に関する基準等を定める条例

地密条例…石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

地密指定規則…石岡市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

(2) 介護給付費算定について

サービス種別	項目	指導・助言内容
居宅介護支援	居宅介護支援費 (居宅算定基準 2 居宅介護支援費 注 6 運営基準減算) ※基本的取り扱い方針(居宅サービス計画の交付) (居宅条例第 16 条第 11 項)再掲	居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付した記録がない。運営基準を満たす根拠として記録を残すこと。(文書指導)
居宅介護支援	通院時情報連携加算 (居宅算定基準 2 居宅介護支援費 ト通院時情報連携加算)	算定要件を満たす支援を行った際は、適切に算定すること。(口頭指導)
居宅介護支援	入院時情報連携加算 (居宅算定基準 2 居宅介護支援費 ホ入院時情報連携加算)	算定要件の解釈違い。自己点検による過誤申立を提案した。(自主返還指導) ※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第 3 居宅介護支援費に関する事項 16)
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護費 (看取り介護加算) (地密算定基準 5 注 10)	看取り介護加算の算定にあたっては、当該利用者の看取りについての介護記録を漏れなく記載すること。(文書指導) ※「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」6 認知症対応型共同生活介護費(9)

（根拠法令）

居宅算定基準…指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

地密算定基準…指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

4 まとめ

○重大ではない運営基準違反について、口頭又は文書指導を行っている。

○運営基準違反減算がないサービスについても、運営基準の遵守を徹底されたい。

○介護給付費については、算定要件の解釈違いや理解不足が見られた。長期にわたる、または基本報酬に関わる算定間違いの場合、過誤額が大きくなることが予想される。引き続き、適切な介護給付費の算定を心がけていただきたい。

○年に1回は、運営基準および介護給付費算定についての自主点検を行っていただきたい。